多可町行政改革大綱

(平成2 2 年度~平成2 6 年度)



平成2 2 年3 月

多可町

はじめに

平成17年11月1日に旧多可郡3町(中町・加美町・八千代町)が合併し、 多可町が誕生して早いもので4年余りが経過しました。

この間、国は、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省において「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示し、「三位一体改革*1」を進めてきました。

本町においても、この指針を踏まえ「第1次多可町行政改革大綱*2」(平成17年度~平成21年度)を平成19年3月に策定し、合併協議で調整した事務事業のさらなる見直しを図り行政改革に取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化社会が急速に進展し、住民ニーズはますます多様 化・高度化しています。平成20年度後半に世界を襲った経済・金融不況*3は、 本町においても大きな影響を及ぼし、地方交付税*4が減額される中、町税収入 も低迷したこと等により町財政を圧迫し、当初の計画以上に行政改革を断行し なければならない状況となりました。

多可町の財政状況は、平成21年度予算ベースで一般会計が111億8,800万円で特別会計を入れると184億4,000万円となっています。この額は、合併したことにより予算規模が大きくなるのは当然ですが、事業実施に必要な財源に不足を生じ、基金*5を取り崩して確保することになります。その額は約11億3,400万円にも上ります。額については、あくまで予算ベースであるため決算時においては、ある程度改善される見込みはあるが、健全性という点から捉えれば程遠い予算で、極めて厳しい財政状況であると言えます。

この度の「第2次多可町行政改革大綱」(平成22年度~平成26年度)を作成するにあたり、住民と行政がそれぞれの役割を分担・連携しながら、行財政改革を進め、持続可能な財源基盤を確保し、誰もが安全で安心して暮らせる町づくりを目指します。

(大綱)目次

はじめに

I		多可聞	了行政	故	革(の目	的	•	理	念	٤	基	本	方	釗	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	. 目的		•		•		•	•	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	. 基本理	里念	•		•		•	•	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3	. 行政	改革€	基本	 大方	針	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
II	[行財政		5推;	進位	のた	_め	0	重	点	項	目		•			•		•		•	•	•	•		2
	1	. 健全	な財政	基型	盤の	確立	江	•	•	• •		•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	2
	2	. 質のi	高い住	E民 [†]	ታ—	ビン	スの	推	進			•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•		3
	3	. 民間?	舌力導	真人の)推	進	•	•	•	• •		•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	3
	4	. 事務	事業	色の見	直	し	•	•	•	• •		•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	4
	5	. 人材 ⁻	育成の	推進	生			•	•	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		4
	6	. 協働。	とまち	づく	くり	の扌	隹進		•	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	5
III	I	行財政	枚改 革	に、	よる	5 販		効	果	(歳	出	の	削	減	<u>;</u>)			•	•	•	•	•		•	6
III IV		行財政 計画0									歳	出	の ・	削 ·	洞.	<u>.</u>	•	•					•	•	•	6
		計画の)推進								歳	出 ·	の ・ ・	削 ·	減	· .	•	•				•	•	•	•	
	7	計画 0)推進 期間								歳	出 · ·	の ・ ・	削・・・・		· · ·		•					•	•		6
	7	計画 0. . 推進;)推進 期間	连管							歳	出 · ·	の・・・・	削・・・・												6 6
	1 2 3	計画 0. . 推進;)推進 期間 方針	连管							歳	出・・・・・・	の ・・・・ ・	削・・・・・												6 6
V	1 2 3	計画の . 推進其 . 推進; . 改革()推進 期間 方針	连管							歳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の ・・・・ ・	削・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	減	· · · · · ·										6 6

I 多可町行政改革の目的・理念と基本方針

1. 目的

近年、急激に進む少子高齢化と長引く景気の低迷に加え、平成20年度後半に世界を襲った経済・金融不況が拍車をかけ、市町村の財政は非常に厳しい状況が続いています。また、平成12年4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(以下、「地方分権一括法*6」という。)が施行されたことにより、地方公共団体の自主性・自立性が重んじられ、地域住民のニーズを迅速かつ的確に反映できるよう都道府県の権限が市町村に移譲されるなど、本町を取り巻く社会情勢は日々変化しています。

国が「三位一体改革」を進める中、より満足度の高い行政サービスの提供を行うためには、行政組織の再編、人件費等の経費の削減、事務・事業の見直し等行政の効率化は不可欠です。行政組織のスリム化を図る中で、効率的かつ住民本位の行政サービスを展開していくことを目的として、「第2次多可町行政改革大綱」を策定し、さらに行財政改革を加速的に進めます。

2. 基本理念

総合計画*⁷では、新町建設計画*⁸を継承し「地域のことは住民の意思と責任に基づいて処理する」という「地方自治の本旨」にのっとり、「天たかく元気ひろがる美しいまち多可」を本町の目指す将来像に掲げています。

厳しさを増す財政状況の中で、限られた財源と人材を最大限に活用しながら、 住民と行政双方の明確な役割と責務のもとに、行財政改革に取り組み、新時代 にふさわしい多可町の構築を目指します。

① 健全な財政運営の構築

合併効果を最大限に活かし、将来を見据えた持続可能な財政基盤を確立するとともに、住民のみなさんの理解を得ながら、受益者負担の基本に戻り、 その効果を踏まえ、負担額の見直しを図ります。

② 効率的・効果的な行政システムの構築

行政運営全般について、計画策定 (Plan) →実施 (Do) →検証 (Check) → 改善 (Action) のサイクル (PDCAサイクル) に基づき総点検し、さらに事務事業 の効率化を図るとともに、住民ニーズに的確かつ柔軟に対応していきます。

③ 職員の資質の向上

職員一人ひとりが経営感覚をもち、改善・改革意識の醸成を図ります。また、団塊の世代の大量退職に備え、さらなる人材育成を推進します。

④ 目標の数値化

年次的な目標を明確に掲げることで、適正な進行管理と評価を実施します。

3. 行政改革の基本方針

行財政改革の推進にあたっては、4つの基本理念に基づいて、6つの重点項目「1 健全な財政基盤の確立」、「2 質の高い住民サービスの推進」、「3 民間活力導入の推進」、「4 事務・事業の見直し」、「5 人材育成の推進」及び「6 協働とまちづくりの推進」を定め、全庁的な体制の下、全力を傾注し取り組みます。

また、大綱に基づき具体的な行政改革への取組を集中的に実施するため、平成22年度を起点とし、平成26年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画「集中改革プラン*9」を作成し、実施年度を設定するとともに、財政効果が算定できるものについては、効果見込み額を示すなど計画目標の数値化に努めます。

Ⅱ 行財政改革推進のための重点項目

1. 健全な財政基盤の確立

本町の財政状況は、国からの地方交付税や国県からの補助金等に依存度の高い財政構造となっており、三位一体改革等国の行財政改革により財源確保は年々厳しさを増してきています。

一方、住民の行政に対するニーズが多様化・高度化しており、限られた予算 の中で住民の満足度を高める手腕が問われています。

したがって、行政、民間、住民の適切な役割分担を明確化するとともに、事務事業の徹底した見直しにより歳出削減を図り、歳入面においては、税収の一層の確保、受益者負担の適正化など自主財源の確保に努めなければなりません。こうした、歳出・歳入の一体の改革を進め、最少の経費で最大の効果をあげる効率的な行政運営を行い、将来を見据えた財政基盤の確立を図ります。

2. 質の高い住民サービスの推進

① 住民主体のサービスの徹底

住民の行政に対する信頼・満足度を高めるためには、住民ニーズを迅速かつ的確に把握することが重要であることから、住民に満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、職員が持てる全ての能力を発揮し住民サービスにあたります。

② 住民サービスの向上

より質の高い住民サービスを提供するため、最少の経費と人員で最大の効果をあげることを基本に、住民の要望や意見を幅広く取り入れ、住民の立場に立った手続きの簡素化や迅速化に努めます。

③ 情報提供の徹底

住民サービスのひとつに情報提供があることを、職員一人ひとりが認識 し、あらゆる手段を活用し、迅速に正確な情報を住民に伝えるよう努めま す。

3. 民間活力導入の推進

新たな行政課題や多様化する行政需要に限られた財源と組織等で対応していくため、制度上の整合性も図りつつ、行政と民間との分担の見直しを行い、民間等の持つ効率性、経済性及び専門性に着目し、民間活力の導入が可能な業務については、行政サービスの維持向上に配慮しながら指定管理者制度*10等民間活力導入を一層推進します。

また、施策の実施に際しては、民間等の経営手法や発想を導入するなど、計画的に推進し、常に行政サービスとコストとのバランスに配慮します。

4. 事務・事業の見直し

少子高齢化や情報化の進展など、社会経済情勢は目まぐるしく変化し、本町の財政事情は非常に厳しい状況下に置かれています。こうした時こそ行政の責任領域を改めて見直し、行政が関与する必要性、有効性、効率性などの視点から事務事業を検証し、抜本的な整理・合理化が必要となります。そのための基本的な考え方は次のとおりです。

① 既存事業

スクラップアンドビルド*11の視点で検討を行うとともに、事業の効果について常に点検を行い、最も適した実施方法・運営等への改善を図るとともに、事業仕分けや外部評価を取り入れることにより、必要性や役割が薄れてきている事業については縮小・廃止します。

② 新規事業

事業の必要性について経費負担や効果など幅広く分析し、目的や内容を明確にしたうえで事業の展開を行います。

③ 公共施設の統廃合

同種同類の公共施設については、公共施設検討委員会の報告を参考に、内部検証をさらに進め、統廃合を推進することで経費の削減を図ります。

5. 人材育成の推進

本格的な地方分権時代を迎え、本町においても急激な環境の変化が見受けられる中、我々職員に課せられる役割・期待度はますます高くなってきています。こうした中、我々職員は常にコスト意識を念頭におきながら、個性的で活力のある地域を築き、住民満足度の高い行政サービスを提供するため、職員一人ひとりが持っている能力を最大限に発揮活用させることが重要です。具体的には、平成18年4月1日に策定された「多可町人材育成基本方針」に示された

とおりです。

【人材育成基本方針】抜粋

これからの時代に求められる人材を育成するためには、研修・組織・人事などの制度が有効に機能、連携し、長期的な展望と幅広い視野に立った総合的な人材育成を推進し、人を育てる職場風土を醸成することが重要であり、人材育成の方針を次のように定める。

- ① 職員一人ひとりの能力開発(自己啓発)を推進する。
- ② 職員一人ひとりの意欲を高め、創意工夫が図られる職場風土をつくる。
- ③ 知識・技術を体系的、集中的に学習するとともに、幅広い人的交流を通じて発想の転換を図るため、職場外研修を充実する。
- ④ 人を育てる職場環境づくりを推進する。
- ⑤ 人事と研修等をリンクさせることにより総合的な人材育成に努める。
- ⑥ 職員一人ひとりの個性を尊重し、能力を適正に評価する。

6. 協働とまちづくりの推進

地域の課題やニーズに的確に対応し、簡素で効率的な行政を運営するには、 住民や住民参加団体等との連携、協働が重要であり、その環境を支援する仕組 みが必要です。

新しいまちづくりには、地域等との協働とともに地域経済の活性化が大きく 左右することから、町の将来像をみつめた実現可能な構想に取り組むことが緊 急の課題です。

具体的に、住民との連携については、協働を促進する組織の充実や地域活動指導者の養成が必要であり、地域との協働においては、高齢者の能力を活かしたエンパワーメント*12や福祉等公共的サービスの協働化があげられます。また、地域経済の活性化については、地元での購買力の増加、企業誘致の促進、地産地消の推進やイベント開催等による集客力の向上があげられ、さらに将来を見据えたまちづくりの推進については、地域協議会による住民意見の取り入れやタウンミーティング*13が重要です。

Ⅲ 行財政改革による財政効果 (歳出の削減)

これまで本町においても第1次行政改革大綱を定め、効率的・効果的な住民サービスの見直し及び定員管理や給与の適正化により、一定の成果をあげてきたものの、住民の多様化するニーズには対応しきれていないのが現状です。

第2次行政改革大綱では、平成26年度までの5ケ年を推進期間として適正な 財政基盤を確立するための取組方針を策定し、具体的には「集中改革プラン」に より取組項目を示します。なお、集中改革プランに示す財政効果の目標数値につ いては、別紙1の通りです。

Ⅳ 計画の推進管理・公表方法

1. 推進期間

大綱に基づく実施計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

2. 推進方針

- ① 副町長を本部長とする「多可町行政改革推進本部」を中心として、従来からの推進体制を維持し、全庁的に計画推進に取り組みます。
- ② 議会をはじめ広く住民や関係方面の理解と協力が得られるよう努めます。
- ③ 取組項目については、着実な実行を図るため、原則として実施年度を明示し、できる限り数値化した成果目標を掲げて取り組みます。
- ④ 定期的に実施計画の進捗状況を把握し、毎年度、取組状況を公表します。
- ⑤ 社会情勢の変化や行財政改革の進行状況に応じて、適宜、大綱及び集中改革プランを見直します。

3. 改革の目標

実施計画期間中の数値目標を設定することにより、改革の目標達成に向けた着実な推進を目指します。

V 総 括

国の「三位一体改革」の影響を受けて、本町の行財政を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況が続くものと予想されます。

その厳しさの中でも住みよい町づくりが行えるよう、大綱及び集中改革プランに示された様々な改革を住民と行政が一体となり積極的に取り組んでいくこととします。

別紙1

集中改革プラン

(歳出 単位:千円)

	取組事項	H22	H23	H24	H25	H26
1	事務・事業の再編、整理、統廃合					
	事務事業の見直し	14, 000	14, 000	21, 000	21, 000	21, 000
	補助金の見直し	5, 200	10, 400	15, 600	20, 800	26, 000
	公共工事等投資事業の見直し	46, 000	46, 000	46, 000	46, 000	46, 000
	事務経費の見直し	2, 000	4, 000	6, 000	13, 000	15, 000
	自主財源の確保	725	725	725	725	725
	小 計	67, 925	75, 125	89, 325	101, 525	108, 725
2	職員の管理及び能力開発					
	給与等の適正化	47, 732	60, 714	100, 924	125, 424	182, 603
	小 計	47, 732	60, 714	100, 924	125, 424	182, 603
3	行政サービスの見直しと公共施設の	運営				
	受益者負担の適正化	2, 448	13, 008	14, 699	16, 199	16, 199
	行政サービスの見直し	3, 000	7, 000	7, 000	7, 000	9, 000
	公の施設等に民間活力を導入					8, 000
	施設の統廃合		12, 000	22, 000	33, 000	33, 000
	地方公営企業等の健全経営の確保	4, 600	4, 800	5, 000	5, 000	5, 000
	小 計	10, 048	36, 808	48, 699	61, 199	71, 199
	合計(財政効果)	125, 705	172, 647	238, 948	288, 148	362, 527

用語の説明

用語	解説
*1三位一体改革	「地方にできることは地方に」という理念の下に、国の関与を縮
	小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進するこ
	とを目指し、国庫補助負担金改革・税源移譲、地方交付税の見直
	しの3つを1対として行う改革のことです。
*2行政改革大綱	自治体の経営を刷新していくための行政改革の取組全般につい
	て明らかにしたもので、町の将来像を示した総合計画を着実に実
	行していくため、仕事の進め方や考え方を変革するとともに、行
	政のあり方や方向性を示した指針です。
* ³ 経済・金融不況	2007年夏以降のサブプライムローン問題による金融市場の混乱
	及びアメリカ証券大手リーマン・ブラザーズ経営破綻により経済
	・金融市場が受けた影響のことです。
*4地方交付税	地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正し、その事
	務を遂行できるよう国から地方公共団体へ交付される財源のこ
	とです。
*5基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額
	の資金を運用するために設けられる資金または財産のことです。
*6地方分権一括法	正式名称は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関
	する法律のことを指し、地方公共団体の自主性・自立性を高め、
	個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とし
	て制定された法律のことです。
*7総合計画	地方自治体が長期的な展望の下で、総合的かつ計画的なまちづく
	りを進めるための指針となる最上位の計画のことです。
**新町建設計画	合併時において、3町の速やかな一体化を促進し、新町の均衡あ
	る発展と住民福祉の向上を図るため、作成された基本計画のこと
	です。
*9集中改革プラン	行政改革大綱の実施計画書としての位置づけを持ち、見直し項目
	について、年度別に取組を示すものです。

用語	解説
*10指定管理者制度	「公の施設」の管理委託については、これまでは公共団体や公
	共的団体、地方公共団体が設立した出資団体などに管理運営を
	委託する方式に限られていたが、平成15年の地方自治法の改正
	により議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団
	体(指定管理者)に委ねることが出来るようになった制度のこ
	とです。
*11スクラップアン	組織・事業の肥大化を防ぐため、部・課それぞれのレベルにお
ドビルド	ける組織・事業単位数を増やさないことを前提とした基本原則
	のことで、組織・事業の新設の場合は、それに相当するだけの
	既存組織・事業を廃止しなくてはならないという考え方です。
*12エンパワーメン	本来、その人が持っている能力を引き出して、自分たちのこと
F	は自分たちで決め、行動できるよう能力をつけること、また、
	権限を与えることです。
*13タウンミーティ	住民と対話を行いながら、常に住民の目線に立って行政をオー
ング	プンに形成していくことです。